料金案内　建築基準法関係

2027年1月1日

別表１　建築確認等手数料　単位：円

区分	建築確認 ※１			中間検査 ※２※３※４			完了検査 ※１※２※３※４※５※６		
申請建築物の床面積の合計（Ａm²）	一戸建ての住宅		その他の建築物	一戸建ての住宅		その他の建築物	一戸建ての住宅		その他の建築物
	特例対象	左記以外		特例対象	左記以外		特例対象	左記以外	
100m²以内	27,000	39,000	46,000	36,000	46,000	52,000	36,000	46,000	55,000
100m²を超え200m²以内	39,000	55,000	62,000	47,000	56,000	62,000	51,000	60,000	70,000
200m²を超え300m²以内	52,000	69,000	75,000	62,000	72,000	75,000	70,000	79,000	87,000
300m²を超え500m²以内	65,000	86,000	88,000	75,000	85,000	90,000	86,000	95,000	101,000
500m²を超え1,000m²以内	114,000	166,000	186,000	101,000	153,000	174,000	109,000	161,000	173,000
1,000m²を超え2,000m²以内	127,000	205,000	317,000	133,000	172,000	209,000	146,000	198,000	243,000
2,000m²を超え3,000m²以内			425,000			257,000			329,000
3,000m²を超え4,000m²以内			538,000			289,000			360,000
4,000m²を超え5,000m²以内			614,000			322,000			398,000
5,000m²を超え6,000m²以内			680,000			345,000			443,000
6,000m²を超え7,000m²以内			746,000			377,000			504,000
7,000m²を超え8,000m²以内			767,000			377,000			523,000
8,000m²を超え10,000m²以内			787,000			403,000			541,000
10,000m²を超え15,000m²以内			845,000			441,000			598,000
15,000m²を超え20,000m²以内			945,000			490,000			667,000
20,000m²を超え30,000m²以内			1,141,000			610,000			798,000
30,000m²を超え50,000m²以内			1,478,000			610,000			1,021,000
50,000m²を超え70,000m²以内			1,817,000			1,119,000			1,244,000
70,000m²を超え100,000m²以内			2,140,000			1,359,000			1,507,000
100,000m²を超え200,000m²以内			2,461,000			1,599,000			1,771,000
200,000m²を超えるもの	別途お見積りによる。								

特例対象：３号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超で200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物

※１：
（１）計画変更、移転、大規模な修繕及び大規模な模様替えの場合、区分申請床面積Ａm²＝該当部分の床面積×0.5
（２）用途変更の場合の区分申請床面積Ａm²＝該当部分の床面積
（３）床面積が増加する計画変更の場合及び増築（棟別に限る）の場合の区分申請床面積Ａm²＝該当部分の床面積
（４）増築（一体増築に限る）の場合、区分の申請床面積Ａm²＝増築部分の床面積＋既存部分の床面積×0.5
（５）上記の（１）、（２）、（３）及び（４）の複合申請の場合の区分申請床面積Ａm²＝（１）から（４）のそれぞれの合計面積（ただし、申請建物の延べ面積を上限とする。）
（６）一戸建ての住宅とは、敷地内において、主たる用途の建築物の延べ面積の１／２以上を住宅の用に供し、かつ、他の用途に供する部分の床面積の合計が50m²を超えないものとする。
※２：中間検査及び完了検査において、遠隔地等の場合は別表６　出張費（中間検査・完了検査共）が加算されます。
※３：中間検査において、検査対象床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定するものとし、各特定行政庁が指定する算定方法によります。特に、基礎配筋時の検査においては、原則としてその部分の面積により算定されます。（工事の工程及び工区によって、建築基準法第７条の３第１号及び第２号の適用並びに検査対象面積について面積算定表等により事前の打ち合わせが必要となる場合があります。）
※４：他機関等で確認済証の交付を受けたもので、中間検査又は完了検査をKBIで受ける場合は、表の手数料×1.5の手数料金額となります。ただし、その検査申請の直近の処分（計画変更確認済証交付処分又は中間検査合格証交付処分）がKBIで行われている場合は、この限りでない。
※5：完了検査において、計画変更確認相当の追加検討書を要する場合の書面審査の手数料は、本表の※１を準用します。

別表２　省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査加算手数料　単位：円

区分	KBIで省エネ適合性判定通知書を交付している場合	他機関で省エネ適合性判定通知書を交付している場合
100m²以内	7,000	14,000
100m²を超え200m²以内	10,000	20,000
200m²を超え300m²以内	13,000	26,000
300m²を超え500m²以内	20,000	40,000
500m²を超え1,000m²以内	23,000	46,000
1,000m²を超え2,000m²以内	33,000	66,000
2,000m²を超え3,000m²以内	39,000	78,000
3,000m²を超え4,000m²以内	46,000	92,000
4,000m²を超え5,000m²以内	52,000	104,000
5,000m²を超え6,000m²以内	65,000	130,000
6,000m²を超え7,000m²以内	78,000	156,000
7,000m²を超え8,000m²以内	91,000	182,000
8,000m²を超え10,000m²以内	104,000	208,000
10,000m²を超えるもの	別途お見積りによる。	

以下を活用して省エネ適合判定を省略した物件は上記料金を加算します。
・設計評価書（建設評価書の交付を受けない場合）
・長期使用構造等である旨の確認書

別表３　設備・工作物確認等手数料　単位：円

区分	建築確認	計画変更確認	完了検査※１
建築設備			
（１）小荷物専用昇降機	16,000	8,000	31,000
（２）上記以外の昇降機（型式）	31,000	16,000	44,000
（１）（２）以外の昇降機	47,000	23,000	44,000
工作物			
広告塔	31,000	16,000	31,000
５m以下の擁壁	31,000＋5,000×（Ｎ－１） N：一の擁壁で検討断面が２以上の場合の件数	16,000＋5,000×（Ｎ－１）	31,000
５mを超え１０m以下の擁壁	78,000	23,000	78,000
１０mを超える擁壁	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	62,000 （支柱等本数が10本以内） 62,000＋5,000×（Ｎ－１０） （Ｎ：一の工作物で支柱等本数が10本を越える場合）	16,000＋5,000×（Ｎ－１） （Ｎ：変更する工作物の支柱等本数）	78,000
高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの	62,000＋5,000×（Ｎ－１） （Ｎ：一の工作物でサイロ等本数が2以上の場合）	16,000＋5,000×（Ｎ－１） （Ｎ：変更するサイロ等の本数）	78,000

※１（令和４年７月１１日施行）：KBI以外の指定機関等で確認済証の交付を受けたもので、完了検査をKBIで受ける場合は、別表１の※４を適用する。

別表４　各種届出手数料　単位：円

各種届出等	
軽微な変更説明書、変更届、建築主等変更届、工事監理者・施工者届、設計者届、取止届、取下届、建築確認等記載事項証明願	手数料なし

別表５　加算手数料　単位：円

加算手数料			
消防同意を要する場合			3,000
天空率の審査を要する場合（道路斜線、隣地斜線、北側斜線毎）		対象面積が500㎡以内	7,000
壁量計算の審査を要する場合（構造上の棟毎）※1			16,000
構造計算の審査を要する場合（構造上の棟毎）※1		対象床面積が200m²以内	18,000
		対象床面積が200m²を超え500m²以内	31,000
		対象床面積が500m²超える場合 （構造上の棟数が2棟以上の場合のみ）	50,000
限界耐力計算の審査を要する場合（構造上の棟毎）		対象床面積が500m²以内	78,000
		対象床面積が500m²を超える場合	94,000
ルート２構造審査を要する場合（構造上の棟毎）			140,000
性能規定の審査を要する場合	避難安全検証法	確認手数料表の金額×0.2（1,000円未満切り上げ）	
	耐火安全検証法		同上
特定天井を有する場合		当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の金額×0.2（1,000円未満切り上げ）	
省エネ仕様基準（構造上の棟毎）※1		一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に限る	13,000

※1：2025年3月31日以前に確認済証が交付され、2025年4月1日以後に着工し、新たに構造関係規定、省エネ基準への適合の確認が必要な場合も加算されます。

別表６　出張費（中間検査・完了検査共）　単位：円

区分	出張費		
	13,000	14,000	15,000
埼玉県	全域		
茨城県		つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村	
千葉県			全域

別表７　検査日変更手数料　単位：円

区分	変更の時期	金額
中間検査 **完了検査**	検査日当日	別表１の手数料×0.5（上限78,000）ただし、手数料規程第４条に規定する別表６の出張費の区域以外の場合、法第６条第１項第４号の建築物及び別表３の建築設備又は工作物は8,000とします。

注意：金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。

別表８　再検査手数料　単位：円

区分	金額
中間検査 完了検査	別表１の手数料×０．５（上限130,000）

出張費が別途加算されます。

料金案内　適合証明関係

2027年1月1日

共通注意事項

（１）基準法併願とは、確認申請と同時に申請する場合、又は確認審査中に適合証明を後付申請する場合のことをいいます。中間・竣工検査の場合は検査の実行が同時の場合をいいます。

（２）中間及び竣工検査の適合単独申請は、以下の出張費が別途加算されます。

埼玉県全域：**14,300円**、茨城県の検査エリア内：**15,400円**、千葉県全域：**16,500円**、となります。（税込み）

（３）機構承認住宅（設計登録タイプ）の申請、及びフラット35Sの申請で品確法による住宅型式性能認定を受け、等級が要件を満たすものは、共同建ては標記手数料×0.6、一戸建て・重ね建ては標記手数料×0.8にします。尚、清算金額の千円未満の端数は切り上げ計算します。

【A．新築住宅　（単位：円／消費税込）】

・一戸建て

申請種別　※4		設計検査　※1※3	中間検査	竣工検査　※2
基本料金	適合単独申請	20,790	30,140	30,140
	基準法併願申請	14,080	19,580	19,580

※1　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円、仕様規定 12,100円

・耐震性審査　　：壁量計算 14,520円、構造計算 16,940円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（５を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

1.低炭素建築物新築等計画認定通知書

2.長期優良住宅認定通知書

3.BELS評価書

4.住宅性能評価

5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2　建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 7,040円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※3　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円の料金が加算になります。

※4　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円、中間検査手数料 2,750円、竣工検査手数料 2,750円の料金が加算になります。

・一戸建て完成物件　（竣工済特例物件）

申請種別　※4		設計検査　※2※3	竣工検査　※5	一括料金（設計・竣工）※1
基本料金	適合単独申請	41,580	30,140	71,720
	基準法併願申請	27,830	19,580	47,410

※1　設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円、仕様規定 12,100円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（５を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

1.低炭素建築物新築等計画認定通知書

2.長期優良住宅認定通知書

3.BELS評価書

4.住宅性能評価

5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※３　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円の料金が加算になります。

※４　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円、竣工検査手数料 9,790円の料金が加算になります。

※５　耐震性の場合は、建設住宅性能評価書の提出が必要になります。（KBI審査物件に限る。）

・連続建て・重ね建て　（Ｎ：戸数）

申請種別　※４		設計検査　※１※２	中間検査	竣工検査　※３
基本料金	適合単独申請	20,790 ＋ Ｎ×2,750	30,140 ＋ Ｎ×2,750	30,140 ＋ Ｎ×2,750
	基準法併願申請	14,080 ＋ Ｎ×1,430	19,580 ＋ Ｎ×1,430	19,580 ＋ Ｎ×1,430

※１　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円/N、仕様規定 12,100円/N

・耐震性審査　　：壁量計算 14,520円、構造計算 16,940円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（５を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

１.低炭素建築物新築等計画認定通知書

２.長期優良住宅認定通知書

３.BELS評価書

４.住宅性能評価

５.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※２　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円/Nの料金が加算になります。

※３　建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料5,720円+N×1,430円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※４　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円/N、中間検査手数料 2,750円/N、竣工検査手数料 2,750円/Nの料金が加算になります。

・連続建て・重ね建て完成物件　（竣工済特例物件）　（Ｎ：戸数）

申請種別　※４		設計検査　※２※３	竣工検査　※５	一括料金（設計・竣工） ※１
基本料金	適合単独申請	41,580 ＋ Ｎ×1,430	30,140 ＋ Ｎ×1,430	71,720 ＋ Ｎ×2,860
	基準法併願申請	27,830 ＋ Ｎ×770	19,580 ＋ Ｎ×770	47,410 ＋ Ｎ×1,430

※１　設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※２　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円/N、仕様規定 12,100円/N

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（５を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

１.低炭素建築物新築等計画認定通知書

２.長期優良住宅認定通知書

３.BELS評価書

４.住宅性能評価

５.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※３　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円/Nの料金が加算になります。

※４　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円/N、竣工検査手数料 9,790円/Nの料金が加算になります。

※５　耐震性の場合は、建設住宅性能評価書の提出が必要になります。（KBI審査物件に限る。）

【B．新築住宅　（単位：円／消費税込）】

・共同建て （分譲住宅）　一般申請　（N：戸数）

申請種別　※5※6		設計検査　※2※3	竣工検査　※4	一括料金（設計・竣工） ※1
基本料金	適合単独申請	37,620 + N×4,620	37,620 + N×4,620	75,240 + N×9,240
	基準法併願申請	22,550 + N×3,850	22,550 + N×3,850	45,100 + N×7,700

※1　設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円/N、仕様規定 12,100円/N

・耐震性審査　　：壁量計算 14,520円/棟、構造計算 16,940円/棟

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

1.低炭素建築物新築等計画認定通知書

2.長期優良住宅認定通知書

3.BELS評価書

4.住宅性能評価

5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※3　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円/Nの料金が加算になります。

※4　建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 14,080円+N×2,750円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※5　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円/N、竣工検査手数料 6,930円/Nの料金が加算になります。

※6　フラット35S単独申請で、S基準の「耐震」を選択された場合の手数料は、500㎡以下（限界耐力計算、及び免震を除く）までの場合とします。500㎡を超える場合（限界耐力計算、免震を含む）場合はその都度見積りとします。

・共同建て （分譲住宅）　登録マンション　（N：戸数）

申請種別　※5※6		設計検査　※2※3	竣工検査　※4	一括料金（設計・竣工） ※1
基本料金	適合単独申請	67,540 + N×2,420	67,540 + N×2,420	135,080 + N×4,840
	基準法併願申請	44,990 + N×1,540	44,990 + N×1,540	89,980 + N×3,190

※1　設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2　次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 43,560円/N、仕様規定 12,100円/N

・耐震性審査　　：壁量計算 14,520円/棟、構造計算 16,940円/棟

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。
（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

1.低炭素建築物新築等計画認定通知書

2.長期優良住宅認定通知書

3.BELS評価書

4.住宅性能評価

5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※3　「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、43,560円/Nの料金が加算になります。

※4　建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 27,830円+N×1,430円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※5　S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,930円/N、竣工検査手数料 6,930円/Nの料金が加算になります。

※6　フラット35S単独申請で、S基準の「耐震」を選択された場合の手数料は、500㎡以下（限界耐力計算、及び免震を除く）までの場合とします。500㎡を超える場合（限界耐力計算、免震を含む）場合はその都度見積りとします。

・賃貸住宅　（N：戸数）

融資種別	申請種別	設計検査料金	竣工検査料金	設計・竣工 一括手数料
賃貸住宅（省エネ住宅） 賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅） まちづくり融資(賃貸住宅) ・省エネ又は、「ZEH」等住宅の場合 各住戸毎に設計14,300円、竣工5,500円 を追加	適合単独申請	67,540 + N×2,420	67,540 + N×2,420	135,080 + N×4,840
	基準法併願	44,990 + N×1,540	44,990 + N×1,540	89,980 + N×3,190

【中古住宅　（単位：円／消費税込）】

※別途地域加算が必要な地域（下記（注意）の（1））があります

融資種別	申請種別	図書検査 手数料	現場検査 手数料	合計
一戸建て等				
フラット35	準耐火又は耐久性基準を証明する図書有り　※1	30,140	22,550	52,690／戸
	上記以外	30,140	60,060	90,200／戸
マンション				
フラット35	－	30,140	15,180	45,320／戸
「中古マンションらくらくフラット35」登録用 （住棟単位）	－	44,990	15,180	60,170／棟

・【フラット35】S（優良住宅）の申請は上表の合計金額に下表の金額が加算されます。

技術基準の種類	手数料算定条件	加算手数料
フラット35S（金利Aプラン）（ZEH）		
省エネルギー性	性能を証明する書類必須　※	0
耐震性（等級2）	性能を証明する書類必須　※	0
バリアフリー性（等級3）	性能を証明する書類必須　※	0
耐久性・可変性　長期優良住宅	新築時の長期優良住宅の認定書必須	0
耐久性・可変性　劣化3　維持管理2	性能を証明する書類必須　※	0
フラット35S（金利Bプラン）		
バリアフリー性（等級2）	性能を証明する書類必須　※	0
外壁等断熱（省エネ）【中古タイプ】	性能を証明する書類必須　※	0
開口部断熱（省エネ）【中古タイプ】	現場検査で仕様確認	15,180
※性能を証明する書類とは、新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書（基準を満たすもの）、BELS評価書等です。		

【注意】

（1）適合単独申請は、下記の出張費が別途加算されます。（税込み）

埼玉県全域：**13,310円**、茨城県の検査エリア内：**14,520円**、千葉県全域：**15,730円**

※1　耐久性基準、準耐火・耐火基準が確認できる図書、書類（新築時の適合証明書、建設評価書、火災保険証書）がある場合をいいます。

【再交付手数料】　（単位：円／消費税込）

区分	金額
通知書・適合証明	7,260
関係図書・設計図書（A2以下の図面10枚まで、１０枚を超える場合の追加手数料は330円／１枚	5,720

【検査日変更手数料】　（単位：円／消費税込）

区分	変更の時期	金額
中間検査	検査日当日	各手数料×0.5
竣工検査		（ただし、基準法併願で基準法も変更の場合は不要）
注意： 金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。		

【再検査手数料】　（単位：円／消費税込）

区分	金額
中間検査	各手数料　×0.5
竣工検査	
中古現場検査	
リフォーム現場検査	
注意： 金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。 適合単独申請の場合、出張費が別途加算されます。	

料金案内　住宅性能評価関係

2027年1月1日

一戸建ての住宅（新築）

【設計】　一戸建ての住宅（新築）　（単位：円／消費税込）

評価項目	■ 基本 （必須 4項目）			
	構造	**劣化**	**維持**	**温熱**
	1-1 1-3 1-6、1-7	3-1	4-1	5-1 5-2

■ 基本手数料	
200m²以内	49,390　※注1
200m²超え	63,910　※注1

評価項目	■ 選択項目 （8項目）							
	構造	**火災**	**空気**	**光視**	**音**	**高齢者**	**防犯**	**液状化**
	1-2	2-1 2-4	6-1	7-1	8-4	9-1	10-1	
	1-4	2-5 2-6	6-2	7-2				
	1-5	2-7						

■ 各項目ごとの追加手数料
上記選択項目が、1項目でもある場合、上記基本手数料に 7,260円を加算する。

※注1

・製造者認証がある場合は各項目について 2,860円の減額となります。

　対象となる項目（耐震等級、劣化対策等級）

変更設計評価	上記手数料の50%
評価書再交付	14,520

【建設】　一戸建ての住宅（新築）　（単位：円／消費税込）

評価項目	■ 基本 （必須 4項目）			
	構造	**劣化**	**維持**	**温熱**
	1-1 1-3 1-6、1-7	3-1	4-1	5-1 5-2

■ 基本手数料	
200m²以内	124,850　※注2
200m²超え	139,370　※注2

評価項目	■ 選択項目 （8項目）							
	構造	**火災**	**空気**	**光視**	**音**	**高齢者**	**防犯**	**液状化**
	1-2	2-1 2-4	6-1	7-1	8-4	9-1	10-1	
	1-4	2-5 2-6	6-2	7-2				
	1-5	2-7						

■ 各項目ごとの追加手数料
上記選択項目が、1項目でもある場合、上記基本手数料に 7,260円を加算する。

・上記基本手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

・空気環境計測に関する選択がある場合　　43,560円

（空気実測は、パッシブ型採取機器を使用したホルムアルデヒドの濃度測定とする。）

・出張費　検査回数１回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県　　14,300円（交通費＋日当）

茨城県　　15,400円（交通費＋日当）

千葉県　　16,500円（交通費＋日当）

株式会社　神奈川建築確認検査機関

※注2

・製造者認証がある場合でかつ検査の省略が可能の場合以下の減額となります。

<耐震等級・劣化対策等級の製造者認証がある場合> ・・・・・ 検査が３回となる為 －21,780円

変更建設評価	上記手数料の50%
再検査	29,040（1回の検査につき）
評価書再交付	14,520

一戸建ての住宅（既存）

【既存】　一戸建て住宅　（単位：円／消費税込）

床面積の合計	建設評価	備考
200m²以内	217,800	
200m²超	246,840	
再検査（1回につき）	29,040	
評価書再交付	14,520	

・上記手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

※別途金額

・出張費　検査回数１回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県　　14,300円（交通費＋日当）

茨城県　　15,400円（交通費＋日当）

千葉県　　16,500円（交通費＋日当）

・個別性能評価は、任意の選択制で御希望により評価が可能な項目があります。資料の有無、選択項目により手数料が異なりますので別途見積もりによります。

・石綿粉塵濃度の測定は、別途見積もりによります。

・室内化学物質の測定は、別途見積もりによります。

・特定現況検査（蟻害・腐朽）は、別途見積もりによります。

共同住宅（新築）

【設計】　共同住宅（新築）　（単位：円／消費税込）

	■ 基本 （必須 4項目）			
評価項目	**構造**	**劣化**	**維持**	**温熱**
	1-1		4-1	5-1
	1-3	3-1	4-2	5-2
	1-6、1-7		4-3	
■ 基本手数料　※1				
200m²以内	72,600＋（※5,830×住戸数）			
200m²超え 500m²以内	116,160＋（※5,830×住戸数）			
500m²超え 1,000m²以内	159,720＋（※5,830×住戸数）			
1,000m²超え 2,000m²以内	246,840＋（※5,830×住戸数）			
2,000m²超え 3,000m²以内	304,920＋（※5,830×住戸数）			
3,000m²超え 5,000m²以内	392,040＋（※5,830×住戸数）			
5,000m²超え 7,000m²以内	450,120＋（※5,830×住戸数）			
7,000m²超え 10,000m²以内	479,160＋（※5,830×住戸数）			
10,000m²超え	769,560＋（※5,830×住戸数）			

	■ 選択項目 （9項目）								
	構造	火災	維持	空気	光視	音	高齢者	防犯	液状化
評価項目	1-2	2-1		6-1	7-1	8-1	9-1	10-1	
	1-4	～		6-2	7-2	～	9-2		
	1-5	2-7	4-4			8-4			
■ 各項目ごとの追加手数料 （基本手数料の※の手数料に加算される金額）									
10,000m²以内	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860
10,000m²超え	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860

※注1

・製造者認証がある場合は各項目について 2,860円の減額となります。

対象となる項目（耐震等級、劣化対策等級）

・一敷地に構造上、２棟以上の住棟がある場合は、各々の住棟毎に本表を適用する。

変更設計評価	上記手数料の50%
評価書再交付	1戸につき　14,520

【建設】　共同住宅（新築）　（単位：円／消費税込）

	■ 基本 （必須 4項目）			
	構造	劣化	維持	温熱
評価項目	1-1		4-1	5-1
	1-3	3-1	4-2	5-2
	1-6、1-7		4-3	
■ 基本手数料　※2				
200m²以内	145,200＋（※11,660×住戸数）			
200m²超え 500m²以内	217,800＋（※11,660×住戸数）			
500m²超え 1,000m²以内	333,960＋（※11,660×住戸数）			
1,000m²超え 2,000m²以内	566,280＋（※11,660×住戸数）			
2,000m²超え 3,000m²以内	711,480＋（※11,660×住戸数）			
3,000m²超え 5,000m²以内	943,800＋（※11,660×住戸数）			
5,000m²超え 7,000m²以内	1,118,040＋（※11,660×住戸数）			
7,000m²超え 10,000m²以内	1,263,240＋（※11,660×住戸数）			
10,000m²超え	1,698,840＋（※11,660×住戸数）			

	■ 選択項目 （9項目）								
	構造	火災	維持	空気	光視	音	高齢者	防犯	液状化
評価項目	1-2	2-1		6-1	7-1	8-1	9-1	10-1	
	1-4	～		6-2	7-2	～	9-2		
	1-5	2-7	4-4			8-4			
■ 各項目ごとの追加手数料 （基本手数料の※の手数料に加算される金額）									
10,000m²以内	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
10,000m²超え	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430

※注2

・製造者認証がある場合でかつ検査の省略が可能の場合以下の減額となります。

<耐震等級・劣化対策等級の製造者認証がある場合> ・・・・・ 検査が３回となる為 －21,780円

・上記基本手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

・一敷地に構造上、２棟以上の住棟がある場合は、各々の住棟毎に本表を適用する。

※別途金額

・空気環境計測に関する選択がある場合　　43,560円/戸

（空気実測は、パッシブ型採取機器を使用したホルムアルデヒドの濃度測定とする。）

・出張費　検査回数１回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県　　14,300円（交通費＋日当）

茨城県　　15,400円（交通費＋日当）

千葉県　　16,500円（交通費＋日当）

変更建設評価	上記手数料の50%
再検査	29,040（1回の検査につき）
評価書再交付	1戸につき　14,520

共同住宅（既存）

【既存】　共同住宅　（単位：円／消費税込）

床面積の合計	建設評価	備考
200m²以内	174,240＋（17,380×住戸数）	
200m²を超え500m²以内	232,320＋（17,380×住戸数）	
500m²を超え1,000m²以内	232,320＋（5,830×住戸数）	
1,000m²を超え2,000m²以内	261,360＋（5,830×住戸数）	
2,000m²を超え3,000m²以内	435,600＋（5,830×住戸数）	
3,000m²を超え5,000m²以内	493,680＋（5,830×住戸数）	
5,000m²を超え7,000m²以内	493,680＋（5,830×住戸数）	
7,000m²を超え10,000m²以内	522,720＋（5,830×住戸数）	
10,000m²を超え15,000m²以内	638,880＋（5,830×住戸数）	
15,000m²を超える場合	別途見積もりによる。	
再検査の場合	住戸部分：43,560＋（2,860×再検査住戸数）	住棟部分については、対象面積によるため、別途見積もりによる。
共用部検査シート （住棟部分についての検査結果を記録したもの。）		住棟部分の検査対象面積によるため、別途見積りによる。

・上記手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

※別途金額

・出張費　検査回数１回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県　　14,300円（交通費＋日当）

茨城県　　15,400円（交通費＋日当）

千葉県　　16,500円（交通費＋日当）

・個別性能評価は、任意の選択制で希望により評価が可能な項目があります。資料の有無、選択項目により手数料が異なりますので別途見積もりによります。

・石綿粉塵濃度の測定は、別途見積もりによります。

・室内化学物質の測定は、別途見積もりによります。

・特定現況検査（蟻害・腐朽）は、別途見積もりによります。

※ 一敷地に構造上、２棟以上の住棟がある場合は､各々の住棟毎に本表を適用する。

紛争処理センター負担金について

新築住宅における「建設住宅性能評価書」、または既存住宅における「現況検査・評価書」を取得した住宅において、将来表示内容と異なる内容があることが明らかになり紛争となった場合に、「指定住宅紛争機関」があっせん・調停・仲裁をする制度が用意されています。

住宅の取得者・供給者は１万円の申請料を支払うことにより指定住宅紛争処理機関を利用することができます。

紛争処理センターは評価書を受けた住宅から負担金を徴収し、相談窓口として紛争の相談をうけたときは「指定住宅紛争処理機関」を紹介します。紛争処理にかかった費用は集められた負担金から支出されます。

紛争処理センターの利用は利用者の任意ではなく、「評価書」を取得した場合は必ず負担金を納めることが、品確法82条で定められています。自動車の自賠責保険のような意味合いと理解できるものと思われます。なお、設計住宅性能評価のみを取得した場合は負担金は発生しません。

料金案内　長期使用構造等確認関係

2027年1月1日

【長期使用構造等確認手数料】

（1）一戸建ての住宅

：長期使用構造等確認に関する審査（劣化対策・耐震性・維持管理更新・省エネ）　・４区分

【長期使用構造等確認のみ単独審査の場合】　（単位：円/消費税込）

一般	型式住宅部分等製造者認証　※1
66,770	63,910

【建築確認併願審査の場合】

一般	型式住宅部分等製造者認証　※1
62,480	58,080

【設計住宅性能評価併願審査の場合】

一般	型式住宅部分等製造者認証　※1
10,120	10,120

【変更技術的審査の場合】

長期優良住宅のみ 単独審査の場合	変更設計住宅性能評価 併願審査の場合
上記手数料の半額	

※1　型式住宅部分等製造者認証を取得している項目、1項目について2,860円割引（表中金額は1項目のみの場合/最大4項目、11,660円の割引となります。）

（2）共同住宅等　（併用住宅、長屋含む）

：長期使用構造等確認に関する審査（劣化対策・耐震性・維持管理更新・省エネ・可変性・高齢者等）　・6区分

【長期使用構造等確認のみ単独審査の場合】

1)　住戸数1～3戸　：審査対象住戸数　x　下記基本料金　（単位：円/消費税込）

2)　住戸数4戸以上　：下記基本料金　＋　戸当たり料金20,350　x　審査対象住戸数　（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金： 一般	基本料金： 型式住宅部分等製造者認証　※1
1) 住戸数1～3戸	66,770	63,910
2) 住戸数4戸以上	145,200	87,120

【建築確認併願審査の場合】

1)　住戸数1～3戸　：審査対象住戸数　x　下記基本料金　（単位：円/消費税込）

2)　住戸数4戸以上　：下記基本料金　＋　戸当たり料金20,350　x　審査対象住戸数　（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金： 一般	基本料金： 型式住宅部分等製造者認証　※1
1) 住戸数1～3戸	62,480	58,080
2) 住戸数4戸以上	130,680	72,600

【設計住宅性能評価併願審査の場合】

1)　住戸数1～3戸　：審査対象住戸数　x　下記基本料金　（単位：円/消費税込）

2)　住戸数4戸以上　：下記基本料金　＋　戸当たり料金20,350　x　審査対象住戸数　（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金： 一般	基本料金： 型式住宅部分等製造者認証　※1
1) 住戸数1～3戸	10,120	10,120
2) 住戸数4戸以上	43,560	14,520

株式会社　神奈川建築確認検査機関

【変更技術的審査の場合】

長期優良住宅のみ 単独審査の場合	建築確認 併願審査の場合	変更設計住宅性能評価 併願審査の場合
上記手数料の半額		

※1　型式住宅部分等製造者認証を取得している項目、1項目について2,860円割引（最大4項目）となります。

注意（戸建、共同共）：ここでいう型式住宅部分等製造者認証は住宅性能評価に係るものであり、建築基準法の型式適合認定等とは異なりますのでご注意ください。
又建築確認申請手数料・性能評価の審査手数料は、別途申し受けます。

（３）長期使用構造等確認業務（既存）の場合

料金＝〔基本料金〕＋〔戸当料金〕×戸数（単位：円/消費税込）

住宅種別	戸当料金	基本料金	業務量が概ね20%以上軽減（型式住宅部分等製造者認証の評価項目が2項目ある場合）	業務量が概ね40%以上軽減（型式住宅部分等製造者認証の評価項目が3項目以上ある場合）
一戸建ての住宅		116,160	81,070	89,980
共同住宅	14,520	363,000	297,660	232,320

料金案内　贈与税非課税措置関係

2027年1月1日

贈与税非課税措置に係る証明書等の業務手数料（省エネルギー性） 単位：円／消費税込

A．一戸建ての住宅

証明書区分	取得方法	判断基準	（A）断熱性能等級4が確認できる証明書等有※1		（B）断熱性能等級4が確認できる証明書等無※1	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	断熱等性能等級5、かつ 一次エネ等級6	72,600	65,340	87,120	79,860
	新築住宅の取得（購入）		72,600	65,340	87,120	79,860
	既存住宅（中古）の取得（購入）	断熱等性能等級４、又は 一次エネ等級4	72,600	－	87,120	－
	取得方法	**判断基準**	**－**		**単独申請**	**基準法等併願**
	住宅の新築・取得	高齢者対策等級3以上	－	－	50,820	43,560
増改築等工事証明書第５号工事（注意）非課税限度額の500万円加算の場合	住宅の増改築等	－	－	－	－	－

B．共同住宅等

証明書区分	取得方法	判断基準	（A）断熱性能等級4が確認できる証明書等有※1		（B）断熱性能等級4が確認できる証明書等無※1	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	断熱等性能等級5、かつ 一次エネ等級6	72,600 （1）式	65,340 （1）式	87,120 （1）式	79,860 （1）式
	新築住宅の取得（購入）		72,600 （1）式	65,340 （1）式	87,120 （1）式	79,860 （1）式
	既存住宅（中古）の取得（購入）	断熱等性能等級４、又は 一次エネ等級4	72,600 （1）式	－	87,120 （1）式	－
	取得方法	**判断基準**	**－**		**単独申請**	**基準法等併願**
	住宅の新築・取得	高齢者対策等級3以上	－	－	50,820 （1）式	43,560 （1）式
増改築等工事証明書第５号工事（注意）非課税限度額の500万円加算の場合	住宅の増改築等	－	－	－	－	－

（1）式 ＝ 上記の表示手数料 ＋（N－1）×29,040

N：住宅の戸数　　（N-1）=0　の場合は（N-1）=1　とする

（1）手数料には、現場調査を含んでいます。

（2）基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、Ｆ３５適合申請、住宅性能評価、長期使用構造等確認審査をＫＢＩに並行申請された場合に適用します。

※1）　断熱性能等級4が確認できる証明書等有

1．新築住宅の場合、ＫＢＩが交付したもの若しくは交付する設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書、【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

2．既存住宅の場合、建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

贈与税非課税措置に係る証明等の業務手数料（耐震性） 単位：円／消費税込

一戸建ての住宅						
証明書区分	取得方法	判断基準	（A）※2）耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有※２		（B）耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書無※２	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物	75,460	68,200	89,980	82,720
	新築住宅の取得（購入）		75,460	68,200	89,980	82,720
	既存住宅（中古）の取得（購入）		75,460	－	89,980	－
	住宅の増改築等		－	－	－	－

共同住宅等						
証明書区分	取得方法	判断基準	（A）※2）耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有※２		（B）耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書無※２	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物	75,460 （1）式	68,200 （1）式	89,980 （1）式	82,720 （1）式
	新築住宅の取得（購入）		75,460 （1）式	68,200 （1）式	89,980 （1）式	82,720 （1）式
	既存住宅（中古）の取得（購入）		75,460 （1）式	－	89,980 （1）式	－
	住宅の増改築等		－	－	－	－

（1）式 = 上記の表示手数料 +（N－1）×29,040

N：住宅の戸数　（N-1）=0　の場合は（N-1）=1　とする

（1）手数料には、現場調査を含んでいます。

（2）完了検査がＫＢＩ以外で実施される場合は、追加調査として21,780円（消費税を含む。）が加算されます。

（3）基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、Ｆ３５適合申請、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査をＫＢＩに並行申請された場合に適用します。

※２）　耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有

１．新築住宅の場合、ＫＢＩが交付したもの若しくは交付する設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書、【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

２．既存住宅の場合、建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

贈与税非課税措置に係る増改築等工事証明書の業務手数料（１～４号工事） 単位：円／消費税込

証明書区分		取得方法	判断基準	単独申請	基準法等併願	現場検査無
増改築等工増改築等工事証明書 第１号～第４号工事 （注意）非課税限度額の500万円加算無しの場合	１号	住宅の増改築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替	50,820	36,300	29,040
	２号		区分所有する部分の床（主要構造部である床）等の過半について行う修繕又は模様替（第１号工事以外のもの）	50,820	36,300	29,040
	３号		家屋のうち居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（第１号工事及び第２号工事以外のもの）	50,820	36,300	29,040
	４号		建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定等に適合させるための修繕又は模様替（第１号工事、第２号工事及び第３号工事以外のもの）	72,600	58,080	29,040

（１）手数料には、現場検査1回分を含んでいます。

（２）申請者の都合（工区分け等）により現場調査が2回以上となる場合は、追加調査1回ごとに21,780円（消費税を含む。）が加算されます。

（３）基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、Ｆ３５適合申請、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査をＫＢＩに並行申請された場合に適用します。

（４）現場調査無

申請図書のうち、工事請負契約書（契約者と申請者が同一の場合に限る。）及び工事前後の写真等が有る場合で、増改築の内容が具体的、客観的に判別が可能な場合に適用されます。

遠隔地等の別途料金（出張費） 単位：円／消費税込

証明書区分	加算手数料		
	14,300	15,400	16,500
埼玉県	全域		
茨城県		つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村	
千葉県			全域

注意：基準法併願等の場合で、現地検査が同時日の場合は、加算されません。

：検査回数1回につき、上記料金を加算する。

贈与税非課税措置に係る証明書の再交付等手数料　単位：円／消費税込

区　分	加算手数料
１．住宅性能証明書・増改築等工増改築等工事証明書	7,260
２．関係図書・設計図書 （Ａ2図面20枚まで、20枚を超える場合の追加料金は110円／1枚）	2,860
３．上記以外のもの	1,430

調査日時変更手数料　単位：円／消費税込

区　分	手数料
現場調査前日まで	0
現場調査日当日	8,690

再調査手数料　単位：円／消費税込

区　分	手数料
再調査	21,780
遠隔地等の別途料金	別表４のとおり

料金案内　低炭素建築物認定技術的審査関係

2027年1月1日

一戸建ての住宅（単位：円／消費税込）

建築物の種別	審査する認定基準の区分	延べ面積・階数	手数料
一戸建ての住宅	・外皮の基準 ・一次エネルギー消費量の基準 ・その他の基準 ・基本計画の基準 ・資金計画の基準	・延べ面積・階数によらず一律手数料 ・左記基準の区分数によらず一律手数料	50,160

共同住宅等（単位：円／消費税込）

建築物の種別	住戸部分	住戸数	手数料
共同住宅等	住戸部分	2～10戸	47,520 ＋ 10,340 × N
		11～30戸	95,040 ＋ 7,150 × N
		31戸以上	190,080 ＋ 6,380 × N
	共用部分	**面積**	**手数料**
	共用部分面積	200㎡以下	**39,600**
		200㎡超～500㎡以下	**47,520**
		500㎡超～1,000㎡以下	**63,360**
		1,000㎡超～3,000㎡以下	**110,880**
		3,000㎡超	**198,000**
	算定方法： ａ）住戸のみ　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ｂ）建築物全体のみ　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ＋ 共用部料金 ｃ）住戸+建築物全体　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ＋ 共用部料金		

非住宅を含む共同住宅等、非住宅（単位：円／消費税込）

建築物の種別	手数料
非住宅を含む共同住宅等、非住宅	準備中

備考

1. 変更の技術的審査は上記手数料の半額とします。
2. 適合証の再交付手数料は7,260円とします。
3. 一次エネルギー消費量の計算はWebを利用したものの手数料とします。
4. 所管行政庁に認定申請の際は別途所管行政庁が定めた認定申請手数料がかかります。

株式会社　神奈川建築確認検査機関

料金案内　BELS関係

2027年1月1日

【一戸建ての住宅】（単位：円／消費税込）

建築物の種別	単独申請	併願申請
一戸建ての住宅	43,560	11,000

【共同住宅等】（単位：円／消費税込）

建築物の種別	住戸部分	住戸数	単独申請	併願申請
共同住宅等	住戸部分	2～10戸	47,520 ＋ 10,340 × N	7,920 ＋ 1,760 × N
		11～30戸	95,040 ＋ 7,150 × N	15,840 ＋ 1,210 × N
		31戸以上	190,080 ＋ 6,380 × N	31,680 ＋ 1,100 × N
	共用部分	**面積**	**単独申請**	**併願申請**
	共用部分面積	200㎡以下	**39,600**	6,600
		200㎡超～500㎡以下	**47,520**	7,920
		500㎡超～1,000㎡以下	**63,360**	10,560
		1,000㎡超～3,000㎡以下	**110,880**	18,480
		3,000㎡超	**198,000**	33,000
	算定方法： ａ）住戸のみ　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ｂ）建築物全体のみ　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ＋ 共用部料金 ｃ）住戸+建築物全体　：基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ＋ 共用部料金			

【非住宅】 A：ホテル・病院 、 B：事務所・学校他 、 C：工場・自動車車庫　（単位：円／消費税込）

【判定料金１】 モデル建物法・面積区分	A	B	C
300 m²未満	127,820	84,260	69,740
300 m²以上～2,000 m²未満	171,380	113,300	98,780
2,000 m²以上～3,000 m²未満	214,940	142,340	113,300
3,000 m²以上～4,000 m²未満	258,500	171,380	142,340
4,000 m²以上～5,000 m²未満	302,060	214,940	156,860
5,000 m²以上～10,000 m²未満	377,520	261,360	188,760
10,000 m²以上～20,000 m²未満	435,600	304,920	217,800
20,000 m²以上～50,000 m²未満	537,240	377,520	275,880
50,000 m²以上～100,000 m²未満	653,400	464,640	333,960
100,000 m²以上	別途見積		
併願申請　※2	18,150		

非住宅に限り以下加算

・省エネ適判と併願しその同一プログラム上で太陽光発電のみを追加する場合、12,100円(消費税込）の加算となります。

・ZEBの表示を加算する場合、12,100円（消費税込）の加算となります。

株式会社　神奈川建築確認検査機関

【判定料金２】 標準入力法・面積区分	A	B	C
300 m²未満	229,460	171,380	113,300
300 m²以上～2,000 m²未満	316,580	214,940	142,340
2,000 m²以上～3,000 m²未満	403,700	258,500	185,900
3,000 m²以上～4,000 m²未満	490,820	316,580	229,460
4,000 m²以上～5,000 m²未満	548,900	389,180	273,020
5,000 m²以上～10,000 m²未満	682,440	479,160	304,920
10,000 m²以上～20,000 m²未満	784,080	551,760	363,000
20,000 m²以上～50,000 m²未満	972,840	667,920	406,560
50,000 m²以上～100,000 m²未満	1,176,120	784,080	464,640
100,000 m²以上	別途見積		
併願申請　※2	18150		

非住宅に限り以下加算

・省エネ適判と併願しその同一プログラム上で太陽光発電のみを追加する場合、12,100円(消費税込）の加算となります。

・ZEBの表示を加算する場合、12,100円（消費税込）の加算となります。

【複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）】（単位：円／消費税込）

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた金額とする。

備考：

※1【住宅及び共同住宅】併願の条件

断熱等性能（外皮計算）及び一次エネルギー消費量を検討したもの（ＫＢＩで下記の申請と同じ計算内容で併願する場合に適用する）

・低炭素認定技術審査

・設計住宅性能評価

・長期使用構造等確認

・省エネ適合性判定

※2【非住宅】の併願の条件

・省エネ適判（軽微含む）が本業務の申請以前あるいは同日にKBIに申請されている場合に適用する

・省エネ適判と本業務に計算方法及び結果に変更が無い場合に適用する

・変更申請の手数料は上記手数料の半額とする。（併願は除く）

・評価書の再交付手数料は7,260円（消費税込）とする。

・ＢＥＬＳプレートの作成については別途協議の上決定することとする。

（一般社団法人住宅性能評価・表示協会に対して発注することになります。）

料金案内　省エネ適合性判定関係

2027年1月1日

【一戸建ての住宅】（単位：円／消費税込）

用途	手数料
一戸建ての住宅	43,560

※増築の場合も含む

※軽微変更該当証明（ルートC）の場合は手数料×0.5とする。（他機関で申請されたものは上記表の手数料とする）

【共同住宅等】（単位：円／消費税込）

住戸部分	住戸数	手数料
住戸部分	2～10戸	47,520 ＋ 10,340 × N
	11～30戸	95,040 ＋ 7,150 × N
	31戸以上	190,080 ＋ 6,380 × N
共用部分	**住戸数**	**手数料**
共用部分面積	200㎡以下	39,600
	200㎡超～500㎡以下	47,520
	500㎡超～1,000㎡以下	63,360
	1,000㎡超～3,000㎡以下	110,880
	3,000㎡超	198,000
算定方法：　基本料金 ＋ 住戸単価×住戸数N ＋ 共用部料金		

※増築の場合も含む

※軽微変更該当証明（ルートC）の場合は手数料×0.5とする。（他機関で申請されたものは上記表の手数料とする）

【非住宅】 A：ホテル・病院 、 B：事務所・学校他 、 C：工場・自動車車庫　（単位：円／消費税込）

【判定料金１】 モデル建物法・面積区分	A	B	C
300 m²未満	127,820	84,260	69,740
300 m²以上～2,000 m²未満	171,380	113,300	98,780
2,000 m²以上～3,000 m²未満	214,940	142,340	113,300
3,000 m²以上～4,000 m²未満	258,500	171,380	142,340
4,000 m²以上～5,000 m²未満	302,060	214,940	156,860
5,000 m²以上～10,000 m²未満	377,520	261,360	188,760
10,000 m²以上～20,000 m²未満	435,600	304,920	217,800
20,000 m²以上～50,000 m²未満	537,240	377,520	275,880
50,000 m²以上～100,000 m²未満	653,400	464,640	333,960
100,000 m²以上	別途見積		

株式会社　神奈川建築確認検査機関

【判定料金２】 標準入力法・面積区分	A	B	C
300 m²未満	229,460	171,380	113,300
300 m²以上～2,000 m²未満	316,580	214,940	142,340
2,000 m²以上～3,000 m²未満	403,700	258,500	185,900
3,000 m²以上～4,000 m²未満	490,820	316,580	229,460
4,000 m²以上～5,000 m²未満	548,900	389,180	273,020
5,000 m²以上～10,000 m²未満	682,440	479,160	304,920
10,000 m²以上～20,000 m²未満	784,080	551,760	363,000
20,000 m²以上～50,000 m²未満	972,840	667,920	406,560
50,000 m²以上～100,000 m²未満	1,176,120	784,080	464,640
100,000 m²以上	別途見積		

【複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）】（単位：円／消費税込）

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とする。

併用住宅については、複合建築物となります。『非住宅B』の手数料をご確認ください。

① A、B、Cの分類は（別紙）による。

② 用途が複数ある場合、Aが含まれる場合はAとし、Aが含まれずBが含まれる場合はBとする。

③ 計画変更・軽微変更該当証明は上記手数料の50%とする。

（別紙）

用途 区分 コード	確認申請書第四面に記載される用途	分類
08140	図書館その他これに類するもの	
08150	博物館その他これに類するもの	
08152	美術館その他これに類するもの	
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等をいい、前４項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるもの限る。）	
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	
08260	病院	
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	A
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	
08400	ホテル又は旅館	
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
08530	劇場、演芸場、映画館	
08540	観覧場	
08550	公会堂、集会場	
08560	展示場	

08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売をとする店舗、その他これらに類するもの	
08070	幼稚園	
08080	小学校	
08082	義務教育学校	
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	
08100	特別支援学校	
08110	大学又は高等専門学校	
08120	専修学校	
08130	各種学校	
08132	幼保連携型認定こども園	
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
08180	保育所その他これに類するもの	
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	
08270	巡査派出所	
08280	公衆電話所	
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	
08300	地方公共団体の支庁又は支所	
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの	B
08410	自動車教習所	
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	
08452	食堂又は喫茶店	
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）	
08470	事務所	
08570	料理店	
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	
08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	

08320	建築基準法施行令第130条の４第５号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）	C
08340	工場（自動車修理工場を除く。）	
08350	自動車修理工場	
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
08420	畜舎	
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	
08490	自動車車庫	
08500	自転車駐車場	
08510	倉庫業を営む倉庫	
08520	倉庫業を営まない倉庫	
08610	卸売市場	
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設	

料金案内　東京ゼロエミ住宅認証審査関係

2027年1月1日

（１） 一戸建ての住宅　（単位：円／消費税込）

申請種別	A．設計審査	B．現場検査	合計（A＋B）
単独申請	58,080	29,040	87,120
併願申請	43,560	29,040	72,600

（２） 共同住宅　（単位：円／消費税込）

延べ面積	申請種別	A．設計審査	B．現場検査	合計（A＋B）
		住棟料金 ＋ 住戸料金	住棟料金 ＋ 住戸料金	
200m²未満	単独申請	58,080 ＋ 5,830×住戸数	29,040 ＋ 5,830×住戸数	A＋B
	併願申請	43,560 ＋ 5,830×住戸数	29,040 ＋ 5,830×住戸数	A＋B
200m²～	単独申請	92,950 ＋ 5,830×住戸数	29,040 ＋ 5,830×住戸数	A＋B
500m²未満	併願申請	69,740 ＋ 5,830×住戸数	29,040 ＋ 5,830×住戸数	A＋B

※「併願申請」とはKBIで建築確認申請、又は住宅性能評価評価申請との併願がある場合とします

※「Ｂ検査」は完了検査１回とします

※再検査は「Ｂ検査」　と同額します

株式会社　神奈川建築確認検査機関

料金案内　住宅省エネ性能証明書関係

2027年1月1日

（１） 適合審査料金について

１）基本料金 （単位：円）

申請種別	評価書等の活用がない場合	[5-1：断熱等性能等級]及び[5-2：.次エネルギー消費量等級]の確認に評価書等を活用する場合 <利用可能な評価書等> ・設計、建設住宅性能評価書 ・BELS評価書 ・フラット35S適合証明書・設計検査通知書（Sは省エネ適合に限る） ・長期優良住宅適合確認書
一建ての住宅	58,080 （税抜料金52,800）	43,560 （税抜料金39,600）

＊評価書等の活用はKBI発行のもの限りとします。

２）その他料金

①変更計画に係る審査等の費用は、上記料金の半額とします。

②ＫＢＩが定める戸数以上の申請が見込めるときで，審査が効率的に実施できるとＫＢＩが判断したときは、料金を減額できるものとします。

③併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建て住宅の料金を適用します。

④再発行料金

住宅省エネルギー性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき7,260円（税抜料金6,600円）とします。

⑤現場検査の実施が必要な場合は、別途見積りとします。

株式会社　神奈川建築確認検査機関